

平成31年4月1日

岐阜県行政書士会 御中

山県市農業委員会

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、農地の権利の取得要件に関し山県市農業委員会が定める別段の面積を定めたので、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12機改B第404号農林水産事務次官依頼通知）に基づき次のとおり報告します。

- 1 農地法施行規則第17条第1項の適用について
別段の面積（下限面積）を高富地域・伊自良地域30アール、美山地域20アールとする。
- 2 農地法施行規則第17条第2項の適用について
空家バンクに登録された空き家に付随する農地で、山県市が確認書を発行した農地に限り、下限面積（別段の面積）を0.01アールとする。
- 3 施行日
平成31年4月1日